

議 長 日程第2「議案第54号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第54号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）第1条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。よろしくお願ひいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 令和4年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。

今回の補正は、国民健康保険被保険者を対象に行う特定健康診査につきまして、債務負担行為を行うものでございます。

2ページの第1表、債務負担行為を御覧ください。事項、特定健康診査委託料、期間、令和5年度から令和9年度、限度額、特定健康診査の実施に要する額。この特定健康診査につきましては、町民の利便性を考慮し、受診しやすい環境を整えるために、一般会計で行うがん検診や高齢者健康診査と同時に開催するもので、令和5年度からの5年間について新たに契約を締結するために債務負担行為を行うものでございます。

なお、4ページに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書がございますので、後ほど御高覧ください。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号令和4年度松田町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。